

件名	愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室（県民生活課、子育て支援課）
根拠法令等	民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号） 厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和3年厚生労働省令第201号）
<p>【改正の概要】</p> <p>民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、本県関係条例について所要の規定整備を行う。</p> <p>○改正条例と改正内容</p> <p>（1）愛媛県恩給条例（昭和32年愛媛県条例第25号）</p> <p>法律の施行日前日までに給付事由が生じている者等に対する経過措置の規定を追加。</p> <p>（2）愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）</p> <p>保護対象となる青少年の定義の改正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6歳以上18歳未満の者（婚姻した女子を除く。） <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6歳以上18歳未満の者 <p>（3）愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年愛媛県条例第26号）</p> <p>扶助料（遺族給付）を受ける者が妻である場合の加算対象者の改正。</p> <p>（4）愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛媛県条例第45号）</p> <p>児童福祉施設長が行う懲戒の対象年齢の改正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童等（児童（満18歳に満たない者）又は児童以外の満20歳に満たない者） <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童（満18歳に満たない者） 	
施行日	令和4年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	